

茂原市  
避難行動要支援者避難支援プラン  
【全体計画】

平成 30 年 2 月

茂原市

# 目 次

## 第1章 総則

1. 計画の目的 . . . . . 1
2. 計画の位置付け . . . . . 1
3. 計画の構成 . . . . . 1
4. 避難行動要支援者の考え方 . . . . . 2

## 第2章 要配慮者情報の収集・共有の方法

1. 要配慮者の把握 . . . . . 4
2. 避難行動要支援者名簿の作成 . . . . . 4
3. 個別支援プラン（個別計画）の作成 . . . . . 4
4. 避難行動要支援者避難支援登録制度 . . . . . 4
5. 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 . . . . . 5
6. 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有 . . . . . 5
7. 避難行動要支援者名簿の情報漏えい防止の措置 . . . . . 5

## 第3章 避難支援体制

1. 市の支援体制 . . . . . 6
2. 関係機関との連携 . . . . . 6
3. 支援者の選出 . . . . . 6

## 第4章 避難のための情報伝達

1. 避難勧告等の発令・伝達 . . . . . 7
2. 情報伝達ルート . . . . . 7
3. 情報伝達手段 . . . . . 7
4. 情報伝達責任者の明確化 . . . . . 8
5. 洪水・土砂災害ハザードマップ等の整備・活用 . . . . . 8
6. 防災設備等の整備 . . . . . 8

## 第5章 避難支援と安否確認及び避難所における支援

1. 避難支援 . . . . . 9
2. 安否確認 . . . . . 9
3. 避難所における支援方法 . . . . . 9

## 第6章 避難行動要支援者避難訓練の実施 . . . . . 11

## 第1章 総則

### 1. 計画の目的

茂原市では、昭和62年に発生した千葉県東方沖地震、平成2年に発生した竜巻、平成元年・8年・25年に発生した水害により大きな被害を経験しているが、近年では、台風や集中豪雨による風水害、東日本大震災など、全国各地で大きな災害が頻発している状況がある。こうした中、災害により高齢者や障害者等の避難行動要支援者が犠牲になる事例が多く発生しており、また他方では避難支援等関係者（消防機関、警察署、民生委員、茂原市社会福祉協議会、自主防災組織、自治会等）も犠牲となる事例があることから、災害発生時に一人でも多くの生命と身体を守ることができるよう、事前に適切な支援体制を整えておく必要がある。

こうしたことから、あらかじめ、気象予報・警報、洪水予報や土砂災害警戒情報などの災害情報の伝達体制を整え、避難行動要支援者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整えるため、災害対策基本法に規定する避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者の避難支援、安否確認、その他の必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成する必要がある。

また、名簿を基に、その一人ひとりについて、誰が避難支援をして、どこの避難所等に避難するのかなどを定める個別計画を策定し、避難行動要支援者が普段どこの施設等を利用しているのかなどの生活状況の把握に努め、災害発生時にはこれらの情報を活用して円滑かつ迅速にニーズに沿った対策を実施する。

この避難支援プランは、災害発生時における避難行動要支援者への支援を円滑かつ迅速に実施するため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、本市における避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、避難行動要支援者の自助と地域の共助を基本とし、避難行動要支援者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、もって地域の安心・安全体制を強化することを目的とする。

### 2. 計画の位置付け

避難支援プランは、茂原市地域防災計画に定める避難行動要支援者への対応について具体化したものである。

### 3. 計画の構成

避難支援プランは、具体的な取組手法等を定めた【全体計画】と、茂原市避難行動要支援者避難支援登録制度による避難行動要支援者一人ひとりのプランを定めた【個別計画】の2つの計画により構成する。

全体計画は、避難行動要支援者の避難支援全体に係る体制や災害発生時の対応、個別計画の作成方針等の基本的な事項について定める。

個別計画は、全体計画に基づき、避難行動要支援者一人ひとりについて、その世帯状況や身体状況及び避難支援者等を避難行動要支援者避難支援登録申請書兼登録台帳により作成（登録）したものをいう。

なお、市福祉関係部局は、避難支援プランによる適切な支援を円滑かつ迅速に実施するため、避難行動要支援者避難支援マニュアルを作成するものとする。

#### 4. 避難行動要支援者の考え方

避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者をいい、本市における対象者は在宅で生活する次の者とする。

- ①高齢者（75歳以上のひとり暮らしの者及び75歳以上の者のみの世帯）
- ②介護保険法の要介護1以上の者
- ③身体障害者（身体障害者手帳1・2級）
- ④知的障害者（療育手帳A・A）
- ⑤精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1級）
- ⑥その他、災害時において支援が必要と認められる者

なお、避難行動要支援者は個別計画の対象とする。個別計画の作成に当たっては、過去の災害の状況から被災リスクが高い地域や孤立のおそれのある地域の避難行動要支援者を重点的に進める。

#### 【避難行動要支援者の特徴およびニーズ（例）】\*

(※)：「災害時要援護者対策ガイドライン」（日本赤十字社）を基とした。

区 分		特 徴	災害時のニーズ
高齢者	ひとり暮らし 高齢者等	・基本的には自力で行動できるが、地域とのつながりが薄く、緊急事態等の覚知が遅れる場合がある。	・災害時には、迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認および状況把握等が必要となる。
	要介護高齢者	・食事、排泄、衣服の着脱、入浴、移動などの日常生活をするうえで何らかの介助が必要な状態から、自力で日常生活を営めない状態までがある。	・災害時には、安否確認、生活状況の確認が必要となる。 ・避難する際は、車椅子、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある。
	認知症高齢者	・記憶が抜け落ちたり、幻覚が現れたり、徘徊するなど、自分の状況を伝えたり、自分で判断し、行動することが困難なことがある。	・災害時には、安否確認、状況把握、避難誘導等の援助が必要となる。
身体障害者	視覚障害者	・視覚による覚知が不可能な場合や、置かれた状況がわからず、瞬時に行動をとることが困難だったり、他の人がとっている応急対策などがわからない場合が多い。	・災害時には、音声による情報伝達や状況説明が必要であり、介助者がいないと避難できないため、避難誘導等の援助が必要となる。
	聴覚障害者	・音声による避難・誘導の指示が認識できない。補聴器を使用する人もいるが、コミュニケーション手段としては、手話、筆記等である。	・補聴器の使用や、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達および状況説明が必要となる。
	言語障害者	・自分の状況等を伝える際の音声による会話が困難である。	・災害時には、手話、筆談等によって状況を把握することが必要となる。

区 分		特 徴	災害時のニーズ
身体障害者	肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体幹障害や足が不自由な場合、自力歩行や素早い避難行動が困難なことが多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時には、歩行の補助や、車椅子等の補助器具が必要となる。</li> </ul>
	内部障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほとんどの人が自力歩行でき、一般の人と変わりなく見えることが多いが、補助器具や薬の投与、通院による治療(透析等)が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所に酸素ボンベが持ち込めないなどの問題がある。</li> <li>・継続治療できなくなる傾向がある。</li> <li>・透析治療のために集団移動措置をとる際は、ヘリ、車、船などの移動手段の手配が必要となる。</li> </ul>
知的障害者		<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態等の認識が不十分な場合や、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があり、自分の状況を説明できない人もいる。</li> <li>・施設・作業所等に通所している割合が、他の障害者より高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導したり、生活行動を支援するなどが必要となる。</li> <li>・通所していた施設・作業所等の復旧を早め、被災前の生活に一刻も早く戻す。</li> </ul>
精神障害者		<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの方は自分で判断し、行動できる。適切な治療と服薬により、症状をコントロールできる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神的動揺が激しくなる場合があるので、気持ちを落ち着かせ、適切な治療と服薬を継続することで症状をコントロールすることが必要となる。</li> <li>・自ら薬の種類を把握しておくとともに、医療機関による支援が必要となる。</li> </ul>

## 第2章 要配慮者情報の収集・共有の方法

### 1. 要配慮者の把握

市は災害による犠牲者となりやすい高齢者や障害者等の要配慮者の把握に努め、災害発生時に迅速な対応がとれるよう備える。

このため、平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。

また、在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している要配慮者についても可能な限り把握する。所在の把握については、自治会など、従来からある地域コミュニティを活用するなど、地域における共助の取組みも活用する。

### 2. 避難行動要支援者名簿の作成

市は把握した要配慮者情報をもとに、避難行動要支援者名簿を作成する。避難行動要支援者名簿には、氏名、生年月日、性別、住所または居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする理由、その他市長が必要と認める事項を記載する。

### 3. 個別支援プラン（個別計画）の作成

市は災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、茂原市避難行動要支援者避難支援登録制度により個別計画の作成を進める。その際、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者と避難支援等関係者による個別の具体的な打合せにより作成するものとする。

### 4. 茂原市避難行動要支援者避難支援登録制度

市は避難行動要支援者が災害発生時等において、個別計画に従い円滑かつ迅速に支援を受けられるように、茂原市避難行動要支援者避難支援登録制度への登録を推進する。このため、広報誌やウェブサイト等を利用して制度を広く周知する。

#### (1) 手上げ方式

要配慮者のうち、災害時の避難支援を希望し、平常時から避難支援等関係者に個人情報を開示することに同意する者は、登録申請書兼登録台帳に必要事項を記入し、市長に提出するものとする。

#### (2) 同意方式

市は、避難行動要支援者に対して、民生委員等の協力を得て本制度への登録を働きかける。要配慮者が登録に同意した場合には、手上げ方式と同様に個人情報を開示することに同意を得た上で、登録申請書兼登録台帳に必要事項を記入し、市長に提出するものとする。

## 5. 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

茂原市避難行動要支援者避難支援登録制度に登録した者の名簿情報は、避難支援等関係者に平常時から提供し共有する。

なお、避難行動要支援者のうち、本人同意を得られていない名簿情報についても、平成23年9月16日付け茂原市個人情報保護審査会（現茂原市行政不服審査会）の答申により、平常時から実施機関以外に提供することは妥当であるとされていることから、個人情報の適正な取扱いを徹底したうえで避難支援等関係者に提供し共有する。

## 6. 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

また、個別計画において、避難行動要支援者の転居や入院等により内容に変化が生じた場合には、関係者間で情報を共有する。

## 7. 避難行動要支援者名簿の情報漏えい防止の措置

名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、名簿情報の漏えい防止について適切な措置を講ずるものとする。

- (1) 避難行動要支援者名簿には氏名や住所、連絡先等、秘匿性の高い個人情報が含まれるため、市は当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限って提供する。
- (2) 市は避難支援等関係者に対し、災害対策基本法に基づき守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- (3) 避難支援等関係者は避難行動要支援者名簿を施錠可能な場所に保管する。
- (4) 避難支援等関係者は避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しない。
- (5) 避難行動要支援者名簿の提供を受けた者が団体である場合は、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定する。
- (6) 避難支援等関係者は避難行動要支援者名簿の取扱状況を市に報告する。
- (7) 市は避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を行う。

## 第3章 避難支援体制

### 1. 市の支援体制

#### (1) 平常時の体制

福祉関係部局が、防災関係部局の協力を得て、以下の業務を推進する。

- ①避難行動要支援者情報の収集及び共有化
- ②個別計画の作成
- ③避難行動要支援者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等

#### (2) 災害時の体制

福祉対策部庶務班、厚生班が以下の業務を行う。

- ①避難勧告等の伝達業務
- ②安否確認・避難状況の把握
- ③避難所との連携・情報共有等

### 2. 関係機関との連携

避難行動要支援者の支援は地域の共助が重要となる。このため、市は避難支援等関係者と連携することで避難支援体制の構築を推進する。

### 3. 支援者の選出

個々の避難行動要支援者に対応する支援者の選出は、避難行動要支援者と避難支援等関係者による具体的な打合せにより選出し、個別計画に位置付ける。

支援者は、避難行動要支援者本人の意向を尊重した上で、原則として、自治会、自主防災組織、地区社協、ボランティア等の構成員から複数名選出する。

なお、この際、市及び避難支援等関係者は避難行動要支援者に対し、避難支援は支援者の任意の協力により行われるものであることや、支援者の不在や被災などにより避難支援が困難となる場合もあり、避難行動要支援者の自助が必要不可欠であることについて、十分に説明するものとする。

また、避難行動要支援者への支援体制を整備するにあたっては、地域において人材を育成し、支援者を増やしていくよう努めることとする。



## 第4章 避難のための情報伝達等

### 1. 避難勧告等の発令・伝達

市は避難に関する情報について、国の「避難勧告等に関するガイドライン」※に基づき、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令等の判断基準を明確化するものとし、情報伝達は下記によって行う。

※「避難勧告等に関するガイドライン」より抜粋

#### 【避難勧告等により立退き避難が必要な居住者等に求める行動】

区分	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
避難準備 ・高齢者等 避難開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</li> <li>・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</li> <li>・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。</li> </ul>
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。</li> <li>・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。</li> </ul>
避難指示 (緊急)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。</li> <li>・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。</li> </ul>

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

※近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

### 2. 情報伝達ルート

避難勧告等については、避難行動要支援者や支援者に直接伝達することを基本とする。この際、避難支援等関係者のネットワークを活用するなど、避難行動要支援者や支援者に対し、迅速・確実に情報伝達ができる体制を事前に整備する。

### 3. 情報伝達手段

避難行動要支援者の中には、避難行動に必要な情報を入手できれば、自力で避難行動をとることができる者もいることから、多様な情報伝達の手段（防災

行政無線・広報車・携帯端末の活用など）を確保するよう努める。

避難行動要支援者のうち高齢者や障害者等への情報伝達については、その状態や特性に応じた情報伝達体制の確立に努めるとともに、発災時には速やかに巡回等による避難指示等の周知を図る。

（避難勧告等の伝達手段）

- ①防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）
- ②緊急速報メール
- ③もばら安全安心メール
- ④防災行政無線放送情報電話配信・ファックス配信サービス
- ⑤Ｌアラート
- ⑥市ウェブサイト、SNS
- ⑦広報車
- ⑧電話、ファックス
- ⑨消防団、警察、自主防災組織、近隣住民等による直接的な声かけ

#### 4. 情報伝達責任者の明確化

避難行動要支援者に対する情報伝達については、福祉対策部庶務班、厚生班が行う。

さらに、市地域防災計画に規定された要配慮者利用施設に対しては、気象警報等や避難勧告等の情報を伝達し、円滑かつ迅速な避難を確保する。

#### 5. 洪水・土砂災害ハザードマップ等の整備・活用

市は各種ハザードマップが住民に周知されるよう、各世帯への配布、転入者に対する窓口配布、インターネットの利用による公開（市公式ウェブサイト掲載）等を行う。

また、各種ハザードマップを用いて要配慮者利用施設の位置や避難場所、施設への情報伝達方法、避難経路等を平常時から確認するよう、説明会などを通じて住民への周知に努めるとともに、特に避難行動要支援者の避難支援などの理解を進め、地域防災に関する意識向上を図る。

併せて、平常時から避難行動要支援者に関する情報を支援者及び避難支援等関係者と共有し、これらの情報と各種ハザードマップを組み合わせ、円滑に避難支援を実施できる体制を構築する。

さらに、各種ハザードマップを用いた防災訓練を行うことにより、避難場所や避難経路の確認等を行い、洪水、土砂災害等に備える。

#### 6. 防災設備等の整備

市はひとり暮らしの高齢者や障害者、ねたきりの高齢者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

## 第5章 避難支援と安否確認及び避難所における支援

### 1. 避難支援

#### (1) 同意のある者の避難支援

災害が発生したとき、また災害が発生するおそれがあるため避難勧告等が発令された場合は、支援者及び避難支援等関係者は避難行動要支援者の個別計画に基づいて避難支援を行う。この際、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を行うなど、避難支援等関係者自身の安全確保にも十分に配慮する。

また、避難経路は個別計画で決定した経路を基本とするが、地震の際の危険や洪水初期の浸水等が予想されるアンダーパスなどの危険な箇所を避け、避難行動要支援者の避難・搬送形態を考慮した避難経路を選定するなど、安全な避難の確保に努める。

なお、避難行動要支援者自身も、平常時から各種の災害時を想定して、自宅から避難場所等までの最適な避難経路を確認しておくよう努める。

#### (2) 同意がない者の避難支援

同意がない者への避難支援については、平成23年9月16日付け茂原市個人情報保護審査会（現茂原市行政不服審査会）の答申により、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供できるとされているところであり、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合においては、市は避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

なお、市は提供した名簿情報について、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるものとする。

### 2. 安否確認

市は避難行動要支援者名簿を有効に活用して安否確認を行う。この際、避難支援等関係者や福祉サービス提供者などの団体等と連携することにより安否確認を進める。

また、安否確認や安否情報の集約、避難行動要支援者に関する問い合わせ等に一元的に対応するため、福祉対策部内に安否情報窓口を設ける。

### 3. 避難所における支援方法

#### (1) 避難所における支援対策

支援者及び避難支援等関係者は、避難所において避難行動要支援者の情報を避難所等の責任者に適切に引き継ぐ。

市は避難所の運営においては、高齢者や障害者等の要配慮者用スペースを確保し、要配慮者に配慮して行う。要配慮者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の高齢者用備品や障害特性に応じた障害者備品等はあらかじめ避難施設等へ配備する。避難所では要配慮者の要望を把握するため、自治会、自主防災組織、福祉関係者、支援者の協力を得つつ、要配慮者

相談窓口を設ける。その際、女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口に女性を配置するなどの配慮を行う。

また、避難生活が長期化する場合は、高齢者、障害者等の心身の健康管理や生活リズムを取り戻す取り組みが重要であるので、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケア等、福祉関係職員による相談等の生活支援を必要に応じて実施するとともに、要配慮者の状況に応じて一般避難所から福祉避難所への移動や社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続きを行う。

なお、発災後、速やかな対応をとるために、市は関係団体、事業者等との協定を結ぶなど、平常時から役割分担を明確にしておく。

避難所における情報提供は被災者にとって大変重要なものであるので、特に視覚障害者や聴覚障害者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行う。

## (2) 福祉避難所の指定

市は要配慮者が相談等の必要な生活支援が受けられる体制を整備した避難所を、施設の管理者と事前に協定を結び、予め福祉避難所として指定し、災害時に必要数を確保できるようにしておく。

福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、バリアフリー化されているなど、要配慮者の利用に適しており、かつ、生活相談職員等の確保が比較的容易である福祉センター、福祉施設等の既存施設を活用する。福祉避難所を指定した場合は、その所在や避難方法を要配慮者を含む地域住民に対し周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得るものとする。

また、市は福祉避難所等で受入れが困難な在宅の要配慮者や、被災した老人福祉施設や介護施設等の利用者の受入れについては、他市町村との調整を図る。

## 第6章 避難行動要支援者避難訓練の実施

避難行動要支援者の避難を迅速かつ適切に行うためには、避難行動要支援者と支援者との信頼関係が不可欠であることから、避難支援等関係者は、平常時から、防災活動だけでなく、声かけや見守り活動等の地域における各種活動との連携を深めることが重要である。

また、在宅の避難行動要支援者を適切に安全な場所へ避難させるためには、平常時から支援者を中心とした近隣のネットワークづくりをすすめ、地域住民の協力関係をつくることが重要である。

このため、市は避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者や支援者とともに、実効性のある個別計画の作成や避難訓練等を実施することにより、支援体制の充実を図る。

避難訓練には、地域住民や避難行動要支援者、支援者が積極的に参加することで、地域ネットワークの中で避難行動要支援者の情報を共有し、避難勧告等の伝達の確認、具体的な避難支援方策の検証や障害物の確認等を行うことにより、地域全体の防災意識の向上を図ることができる。

このため、市は毎年実施している「茂原市地域防災訓練」と併せ、避難行動要支援者に対する情報伝達や避難支援、福祉避難所設置運営訓練などの訓練を行うこととする。